

<<お知らせ>> 名古屋港東水路における 行き会い管制の運用基準の見直しについて ～令和2年1月15日から試行運用を開始します～

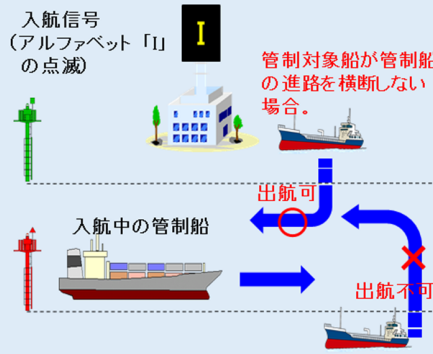
平成24年から名古屋港東水路において運用している行き会い管制について、船舶交通の安全性と効率性の向上を目的として行き会い条件の見直しを行った結果、下記のとおり運用基準(行き会いできる条件等)を変更し、当面の間、試行運用します。

ただし、試行中であっても、安全性等に著しい支障があると判断した場合は、試行の一部又は全部を中断する場合があります。

管制対象船の待機時間が削減され、更に効率性が向上します。

見直し後の新しい条件(一例)

管制船、管制対象船は水路途中から出入りしないこと。(ただし、管制対象船が管制船の進路を横断せず出入りできる場合を除く。)



「行き会い管制」により、信号にかかわらず通航できる次の条件等を見直しました。

- 水路途中からの出入りが一部可能となりました。
- 行き会える隻数を増やしました。
- 気象条件を見直しました。
- 実施時間を拡大しました。
- 申請受付時間を拡大しました。

<<新しい行き会い管制運用基準(行き会いできる条件等)>>

東水路内で管制船と管制対象船が行き会うための条件は次のとおりです。

- ① AISを装備した船舶であって、正常に作動していることが確認できること。
- ② 管制船が油送船でないこと。
- ③ 管制対象船の全長 l (m) が次の条件式を満たすこと。 $l \leq 1080 - 3 \times L$ (L: 管制船の全長)
- ④ 管制船、管制対象船は水路途中から出入りしないこと。(ただし、管制対象船が管制船の進路を横断せず出入りできる場合を除く。)
- ⑤ 管制船1船と行き会う管制対象船は2隻までとする。
- ⑥ 走錨注意情報が発令されていないこと、視程2000m以上であること。
- ⑦ 東航路南口付近の漁船集情報が出されていないこと。
- ⑧ 午前9時～午後3時の時間帯であること。
- ⑨ 行き会い管制の受付時間は、管制船の入航又は解らん予定時刻の3時間前～30分前までの間とする。(※1時間前から30分前までの間に再度、VHF等で船舶から直接通報してください。)

注意: 条件を満たしていても安全を確認できない場合は、行き会いを認めないことがあります。

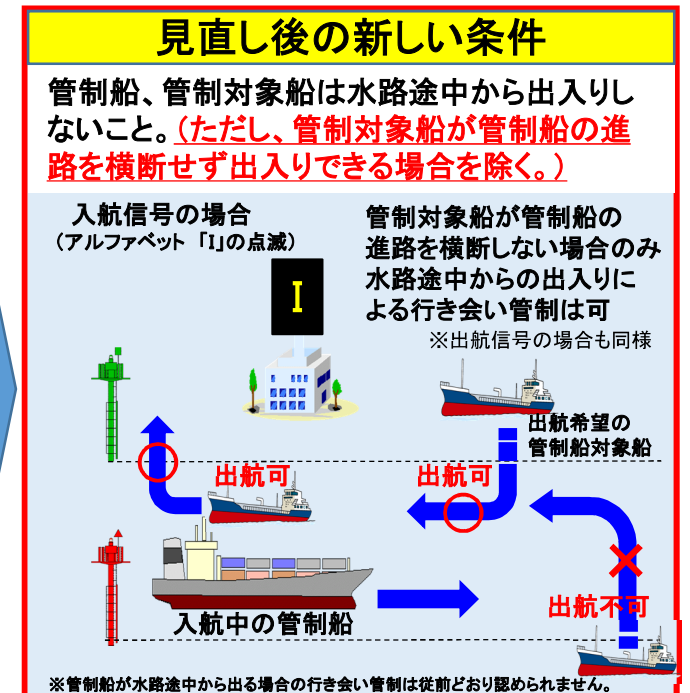
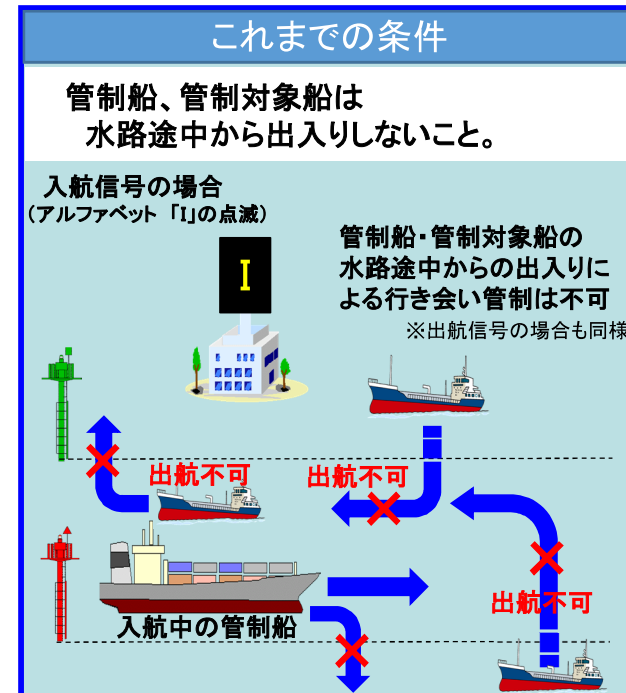
行き会い可能な管制対象船の長さの目安

管制船	管制対象船
270m	270m未満
280m	240m以下
290m	210m以下
300m	180m以下
310m	150m以下
320m	120m以下
330m	90m以下
340m	60m以下
343m	51m以下

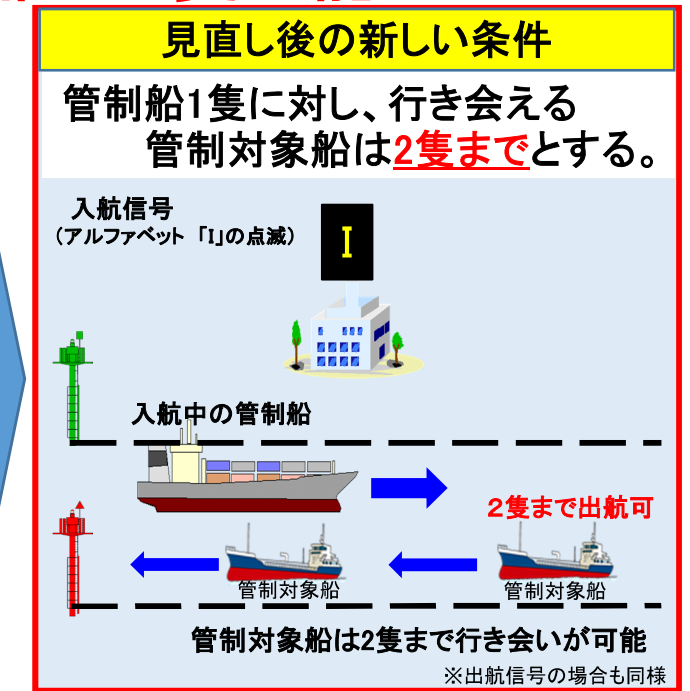
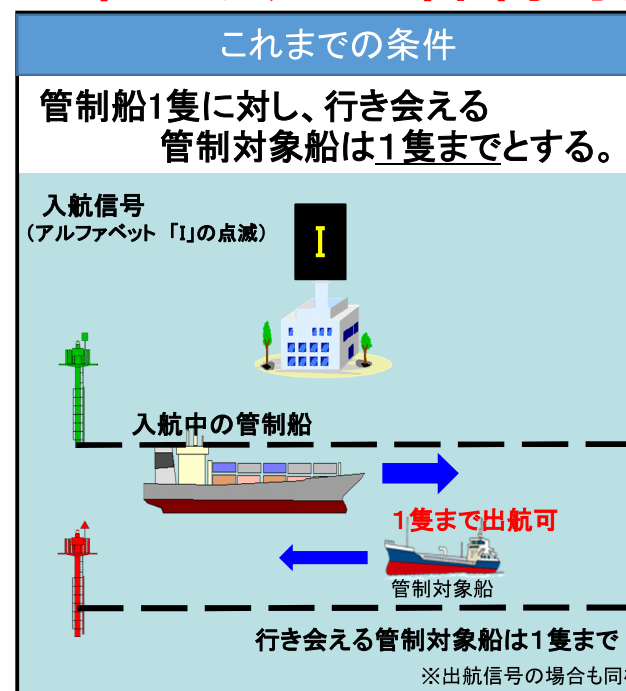
※朱書き部分が今回見直しされた箇所です。

<<行き会い管制の条件が変わったところ>>

● 管制対象船の水路途中出入りが一部可能



● 行き会える管制対象船は2隻可能



● 走錨注意情報が発令されていないこと

(これまで「高潮防波堤信号所における風速15m/s未満」であったのを「走錨注意情報(風速12m/s連吹)」に見直し)

● 行き会い管制実施時間は午前9時～午後3時

(これまで「午前10時～午後2時の時間帯」であったのを「午前9時～午後3時の時間帯」に拡大)

● 行き会い管制申請受付時間は3時間前から可能

(これまで「管制船の入航又は解らん予定時刻1時間前から受付開始」であったのを「予定時刻3時間前」に拡大)

行き会い管制の受付手順

※申し込み受付及び可否判定は、**名古屋港海上交通センター**で実施します！

① 管制船との行き会い申し込み

○申し込み時期

管制船の東水路入航又は解らんする**3時間前**から**受付開始とし、30分前**で締め切ります。

※申し込みの際は、AISの電源をON、自船のデータ(全長)表示を必ず確認して下さい。

○申し込み手段

本船若しくは代理店からVHF又は電話で必要事項を通報し申し込んで下さい。

■申し込み先

- ・VHF:呼出名称「なごやハーバーレーダー」
- ・電話:052-398-0715

■申し込み時に必要となる事項

- ①船名
- ②信号符字又はMMSI
- ③パース名
- ④水路入航の予定時刻
(離岸の場合は解らん時刻も併せて通報して下さい。)

※名古屋港海上交通センターのホームページで管制船の入出航予定、行き会い可能な船舶の全長等を確認できます。

名古屋港海上交通センター(海の安全情報)HP

名古屋港海上交通センター 検索 クリック！

トップページ→MENU(右上)→大型船入航予定24h



名古屋港海上交通センター
(管制船の入出航予定)

② 行き会い管制の可否判定

○可否判定を行います。

※すでに、行き会う船舶2隻が決定している場合は、行き会いができません。
管制船の間隔が30分以上ある場合に、先着順での受付となります。

③ 可否判定結果の通知

○VHFまたは電話で連絡しますので、VHF(CH16)の常時聴取をお願いします。

○代理店からの申し込みに対しては代理店に対して通知します。

○不可の場合は、行き会うことができません。

注意:行き会い可能の通知を受けた後、行き会い時間の変更はできません。(キャンセル・再申請は可)

④ 本船からのVHF等による通報

○水路に入航又は解らんする1時間前から30分前までの間に、再度、VHF等により行き会い管制を実施する旨を船舶から通報してください。

⑤ 行き会いの実施 1隻の管制船と2隻までの管制対象船が水路内で行き会い可能となります。

名古屋港東水路における「行き会い管制」とは

長さ50m以上(総トン数500トン未満の船舶を除く)の船舶は、名古屋港に入出港もしくは港内移動する際は管制信号に従って航行しなければいけません。

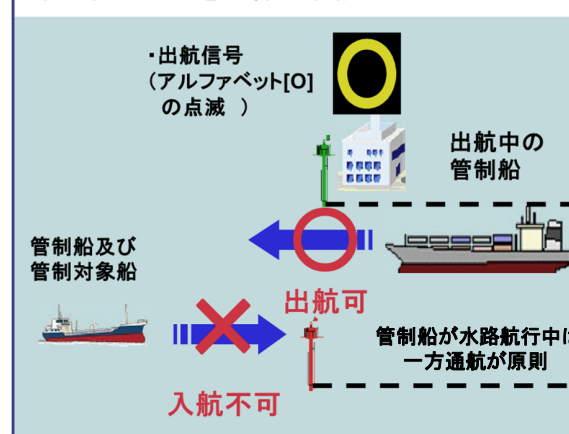
行き会い管制とは、管制船(長さ270m以上の船舶(油送船にあっては総トン数5,000トン以上)と管制対象船(管制船を除く長さ50m以上の船舶(ただし、総トン数500トン未満の船舶を除く。))が水路内で行き会うための管制方法です。

「管制船の長さに応じて行き会いが可能な長さの船舶であること」等の必要な条件を満たした場合には、港長の指示を受けた船舶として管制信号にかかわらず入出航を認めているものです。

※港則法施行規則別表4の規定に基づく

東水路における管制(原則)

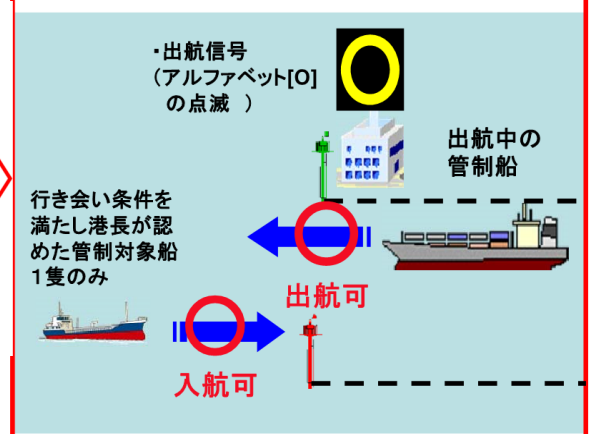
管制船が東水路を航行する場合に管制対象船の行き会いを一律に制限



管制信号にかかわらず
入出航がOK

行き会い管制とは

「行き会い条件」を満たし、港長が認めた管制対象船は航行が可



名古屋港東水路／管制船とは全長270m以上の船舶(油送船にあっては総トン数5,000トン以上)
管制対象船とは管制船を除く全長50m以上の船舶(ただし、総トン数500トン未満の船舶を除く。)

《注意事項》

行き会い管制時においては、必要に応じてVHF等により連絡がありますので、VHFの聴取を励行してください。
また、安全運航のため関係船舶当事者間において船橋間通信をお願いします。



「行き会い管制」に対するお問い合わせ

名古屋港海上交通センター

電話:(052)-398-0711(代表)

行き会い管制申し込み用の電話:(052)-398-0715

名古屋海上保安部 航行安全課

電話:(052)-661-1615(代表)



名古屋港海上交通センターのホームページ(海の安全情報)
名古屋港における気象・海象状況、緊急情報、海上工事の情報などの海の安全に関する情報を提供しております。

